地震時等の緊急時 児童保護マニュアル

天**童市立成生小学校** 令和4年5月1日改訂

- ・震度5弱以上の地震が起きた場合 ・ Jアラート発令等の緊急事案が起きた場合

	1		
	登下校のとき	学校にいるとき	家にいるとき
子	●地震時はその場で安全な場所へ避難する・広い場所や駐車場・倒壁や倒木等,落下物のない場所・近くの公民館	●机の下や落下物のない場所等 安全な場所で揺れがおさまり 指示があるまで待機する。 ●教職員の指示で安全な場所に 避難する。	●登校しないで、学校や家の人の指示に従う。●家族とともに安全な場所で過ごす。
供	● J ア 子 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	●学級毎に集合し、次の指示を 待つ。●保護者の引き取りを待つ。	
,	●学校もしくは通学路 途中で待機している 児童を探しに行く。	●学校からの連絡を待つ。 (安心メール等)	●児童の安全確保と保護。 家族で安全な場で過ごす
保	●児童を保護し,学校 へ児童の安否を知ら	●学校へ児童を引き取りに行く	●安心メールで、学校から の情報を知る。
護	せる。 ・学校へ電話する。 電話が繋がりづら い時は緊急メール する。	●近所の家庭と連絡を取り合い 状況を聞く。	●停電の場合,学校や近く の公民館へ行き,学校からの情報を見に行く。 また,通学班長は班員宅へそれを知らせる。
者	・停電の場合は,安 否を学校か自宅近 くの公民館へ知ら せる。		
	●学校管理下外の時間 帯の場合は,自宅の 損壊や家族の安否を 確認次第,必要に応 じて出勤する。	●校長の判断により、以下のような措置をとる。●児童の安全確保・グラウンドや講堂で待機	●学校管理下外の時間帯の場合は、自宅の損壊や家族の安否を確認次第、必要に応じて出勤する。
教	●校長(教頭)の指示で救援活動を行う。 ・地区担当職員が立	<教頭・養護教諭> ●保護者へ児童の引き渡しの指示 ・教務は安心メール配信する ●引き取りにきた保護者への対	●校長(教頭)の指示で救援活動を行う。 ●児童の安否を確認する。
職	哨指導などにあた る。	│ 応 ・説明・確認=教頭・教務・	(情報収集)
員	●児童の安全を確保する。●自宅に送り届ける。	学級担任 ・引き渡し=担任 <二重チェック> ・学童=事務	●避難施設(本校・公民館等) で救援活動を行う。 ・避難所運営等への協力
	・大人が不在の場合 は、電話連絡を試 みたり、して、 をしたりして 童を学校に連れて 帰る。		